成年後見制度 利用のための相談窓口を設置します

こんなことで困っていませんか？

- 物忘れがあり、お金の管理がうまくできない
- 詐欺被害や訪問販売など経済的な被害を受けている
- 将来、認知症になったとき誰が支えてくれるか心配だ
- 手続き方法が分からず、必要な介護や医療のサービスが受けられない
- 子ども（知的障害・精神障害）の将来が心配

このような時には、**成年後見制度**の利用が考えられます。

成年後見制度とは「認知症や、知的・精神障害などによって物事を判断する能力が不十分な方に対して財産管理や身上監護（介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所手続きなど）について支援し、権利を守る制度」です。利用には、家庭裁判所に申立て（手続き）が必要であり、本人・配偶者・四親等以内の親族のみが申立てできることになっています。

成年後見制度を必要とする方が地域で安心して自分らしく生活できるよう支援する中核機関を、令和5年3月、地域包括支援センターに設置します。成年後見制度の内容や、ご自分やご家族のことで困ったことがある場合には、お気軽にご相談ください。

■問合せ　地域包括ケア推進課地域包括支援センター　**TEL73-5131**

下水道の今④

今回は、令和3年度から令和12年度までの10年間における改築更新計画（ストックマネジメント）について紹介します。

■今後の改築更新計画

令和2年度に策定した改築更新計画では、令和3年度から令和12年度までの10年間で41億4600万円の改築更新費用が見込まれ、その中で処理場の改築更新費用は35億5010万円（全体改築更新費の約85・6％）となっています。

■終末処理場老朽化施設の改築更新計画

終末処理場は、供用開始から38年が経過し処理施設が老朽化していることや、年々増加している汚泥量の減容化、処理場周辺の臭気対策のため以下のような施設改築を計画しています。

老朽化した施設の更新は多額の費用がかかりますが、安定した汚水処理を行っていくため、施設規模や経営状況に合わせた効率的な施設更新を行っていきます。

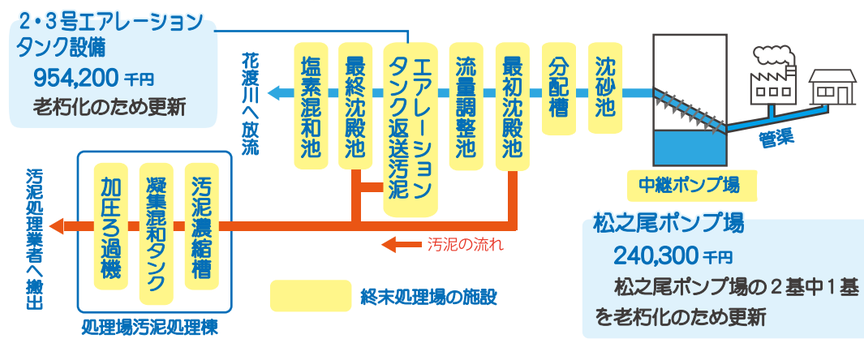

処理場汚泥処理棟

汚泥濃縮設備・汚泥脱臭設備更新

事業費 840,900千円　（計画費 724,200千円）

水処理から余分となった汚泥を引き抜き濃縮させる設備と悪臭を除去する設備を、現在の汚泥性質に合う新しい方式での工事を今年度から実施。

新しい設備により、維持管理費の削減も図る。

汚泥脱水設備更新　828,800千円

汚泥量削減のため、老朽化している現在の設備を最新の設備に更新

終末処理場

管理棟電気設備更新
690,000千円 老朽化のため更新

事業全体の設計額
112,600千円

管渠およびマンホール更生

596,300千円
老朽化のため更新

■問合せ　水道課下水管理係　TEL73-1091

安全にインターネットを楽しもう

市青少年育成センター情報

インターネットは、世界中のさまざまな情報が簡単に調べられる、便利で楽しいものです。しかし、インターネットは、有害サイトに接触したり、誤った使い方をすると危険なものに一変してしまいます。

家族で話し合ってルールづくり

使う時間と場所を決めよう

子どもたちは遅い時間までメールやインターネットをしがちです。そのため、子どもがトラブルに巻き込まれても気づかなかったり、睡眠不足や携帯依存症になったりする心配があります。健康のことも考えて、利用する時間と場所を決めましょう。

本市校外生活指導連絡会では、共通理解事項として「インターネット環境機器の使用は午後9時までとする」と決めています。

フィルタリングを上手に活用しよう

青少年保護育成条例が改正され、保護者が18歳未満の子どものために携帯電話やスマホを購入する場合には、携帯電話事業者等に未成年者が利用することを申し出た上で、フィルタリングを利用することが義務付けられています。

また、携帯ゲーム機や携帯音楽プレイヤー等、インターネットを利用できる機器では「ペアレンタルコントロール機能」を利用して、フィルタリングを活用するようにしましょう。

フィルタリングを設定しないまま子どもにスマホを持たせることは「親自らが、子どもと犯罪のつながりを作っている」ことと同じようなものです。

ひとりで悩まないで！

本市青少年育成センターでは、心の悩み110番（電話相談）を開設しています。心の悩み・子どもの教育等、ひとりで悩まず気軽にお電話ください。

℡0120-055-699

※相談日時　月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時

※県の相談機関の紹介もします。

■**問合せ**　青少年育成センター（市民会館内）　℡72-2221

4月は統一地方選挙の月です

4/9（日）　県議会議員選挙
※告示日３月31日（金）

4/23（日）　市議会議員選挙
※告示日４月16日（日）

【投票時間】午前７時～午後６時
※道野、真茅、下山、金山、木口屋、田布川の各投票所は午後５時まで

◆投票できる人

【県議会議員選挙】
平成17年４月10日までに生まれた方で、令和４年12月30日以前からの居住者

【市議会議員選挙】
平成17年４月24日までに生まれた方で、令和５年１月15日以前からの居住者

※居住の要件については、住所の異動届を市役所の窓口に提出した日からとなります。

◆入場券をお持ちください

入場券に記載してある投票所（期日前投票は市役所北別館会議室）へ、ご自分の入場券を切り離してお持ちください。なお、入場券が届いていない場合や紛失された場合でも、選挙当日に投票権があれば投票できますが、その際は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

◆不在者投票

【病院や施設等に入院・入所中の方】
不在者投票施設の指定を受けた病院・老人ホームなどに入院（入所）中の方は、不在者投票をすることができますので、病院長・施設長などに申し出てください。

【長期の出張や旅行等の方】
滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。手続きには日数がかかりますので、早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなど予定がある方は…

期日前投票をご利用ください

■期間　告示日翌日から投票日前日まで
■時間　午前８時30分～午後８時
■場所　市役所北別館会議室

■**問合せ**　枕崎市明るい選挙推進協議会
枕崎市選挙管理委員会　℡72-1121